

巻頭言



騒音問題と基地問題

代表委員 榎本信行

普天間基地の撤去問題が、大きな話題となっている。

基地闘争は、東京の砂川事件を始めとして、古くから問題になってきた。砂川闘争では、立川基地の拡張反対が目標であったが、労働者、農民、学生が団結して拡張予定地の測量を阻止した。その団結の理念は反戦平和であり、土地取り上げ反対であった。砂川闘争は、その後長い裁判闘争の後、革新都政の力で拡張中止となった。六〇年安保の闘いの影響でもあった。日本の初期の闘争は、反戦、平和、反安保の闘いの一環であった。今日でもその基本は変わらない。

しかし反安保の闘いが、六〇年安保の「挫折」感の中で、衰退すると、反基地闘争も

公害弁連ニュース

No. 166

二〇一〇年七月一日

全国公害弁護団連絡会議

東京都渋谷区渋谷二一〇一六スガハラビル五階

渋谷法律事務所

TEL: 〇三三五四六八―八六八八

FAX: 〇三三五四六八―八六八九

衰退していく。そうした中で、「基地問題」の中心になったのは、騒音問題である。

騒音、環境問題で基地問題を追及していこうという動きの歴史は、四大公害裁判が闘われてからである。水俣病、イタイタイ病等の激甚な被害から始まって、被害救済の波は騒音被害にまで及んできた。一九六九年、大阪空港公害訴訟がおこり、これで夜間飛行停止、損害賠償請求という要求が基地周辺住民にも共感を持って迎えられた。基地撤去が早急には難しくても、せめて夜だけでも静かにしてほしいということである。

それまでは、基地問題は安全保障の問題として、安保反対、基地撤去の要求を掲げる人々しか関心を呼ばなかった。当時からひどい爆音被害などを受けている人々はいだが、爆音もひどいから基地撤去要求だということで、爆音問題として提起されることはなかった。初期の基地

闘争は、爆音問題や環境問題は、基地撤去の理由付けの一つにされていただけであつた。

しかし、一九七五年一月、大阪空港公害訴訟の控訴審判決で、夜間飛行の差し止めが認められると、横田基地周辺でも夜間飛行差し止め、爆音による損害賠償請求訴訟提訴の機運が盛り上がり、七年四月、横田基地公害訴訟の第一次訴訟が提訴された。この提起当時の雰囲気を思いだすと、夜間飛行差し止め、損害賠償などというのは、基地を容認した上で条件闘争であるという安保放棄を求める人々からの批判を受けた。これについては、われわれは、「基地撤去、安保放棄の要求と我々の要求は矛盾しない。基地撤去を求める人々も静かな夜を求めることに違はないだろう」などと反論し、いまでは、当たり前のことを議論したことがある。

問題だったのは、米軍基地という軍事

公共性の高いと思われる飛行行為について、裁判所が違法の判断をするかということであつた。軍事的な行動について違法判断をしたことはそれまでなかったのである。横田基地訴訟第一審判決は、賠償額は少なかつたが、とにかく騒音を振りまく基地運用を違法と判断してくれた。われわれは、ここで一安心したものである。しかし、この判断が、その後の基地問題の進展に大きな影響を及ぼした。何よりも、厚木、嘉手納、小松などの訴訟が続き、騒音問題が基地問題の中心になったのである。

横田基地では、一九九三年一月、東京高裁の和解手続きを契機として、夜一〇時から翌朝六時まで原則として飛行しないという日米合意ができ、外交政策形成に一役かった形となつた。また、東京高裁は、「軍事公共性は、他の公共性と違いはない」として、その優位性を否定した。

しかし、この間一九八六年四月、厚木訴訟で、東京高裁が、基地による爆音被害は周辺住民の受忍の限度内だとして、住民側を全面敗訴させるということもあった。しかし、この裁判は国民から多くの批判を受け、横田基地訴訟の武藤判決によって覆されるという経緯もあった。これ等と並行して、あるいはその後、爆音訴訟は、厚木、小松、嘉手納、普天間、岩国とすすめられている。騒音コンターの75Wの範囲内の住民が救済されることが通常となり、原告住民も何千という数に上るようになった。

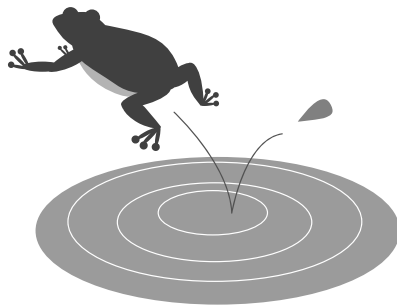
こうした中で、爆音問題は基地問題の中心問題と位置づけられてきた。

基地撤去の要求は、後景に退き、本土では新聞のトップ記事は爆音訴訟の提訴、判決ということになった。

爆音問題は重要だが、基地がなくならない限り、解決しない。私は、爆音訴訟に関わってきていつもこの問題に悩み続

けてきた。普天間基地の爆音をなくすには、基地を撤去しなければならない。政府も国民もそのことをやっとな気がついた。代替基地を受けるところがどこにもない。結局、沖縄の中でたらいまわしという結論である。結局、日本国民は基地全体を受け取らないことが分かったのである。日米安保の根本問題を解決しない限り、普天間問題の解決はないのである。

普天間の代替基地はどこかという問題では解決しない。いまこそ、そのことを訴えていかなければならない。



大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟一審判決

― 判決までの道のりと評価 ―

大阪じん肺アスベスト弁護団

弁護士 八木倫夫

二 判決の概要

泉南地域は、大阪府南部の和歌山県に近接する地域であり、岸和田労働基準監督署の所管である岸和田市、泉佐野市、阪南市、泉南市等が含まれます。

一 はじめに

平成二二年五月一九日、大阪地方裁判所は、アスベスト（石綿）被害に関する国の責任を認め、原告二九名中二六名（被害者二六名中二三名）を勝訴させる画期的な判決を下し、本原稿を書いている六月一日、国は控訴しました。判決は、「国が規制権限を行使しないことが著しく不合理である場合は、権限不行使は違法である」という筑豊じん肺訴訟最高裁判決の論理を踏襲したのですが、アスベスト被害に関する日本政府の責任を初めて肯定するなど、いくつつかの際だった

特徴があります。

筆者は、弁護団で過失の主張・立証を担当した者であり、国の責任を認めた本判決を高く評価しますが、国側の主張を相当程度採用しており、その論理に矛盾や混乱がある点に留意する必要があると考えます。以下、なぜ大阪南部の泉南地域の人達が裁判を起こしたのか、なぜ企業ではなく国の責任を問題としたのか、労働者ではない被害者二名の請求を棄却した点をどう考えるかなど、過失論を中心に、判決までの道のりと理解について述べます。

(一) 国は、昭和三四年には石綿粉じん

対策の必要性を認識しており、旧じん肺法が成立した昭和三五年時点では、局所排気装置の設置を義務付けなかった違法があり、発がん性及び中皮腫の危険性が明らかになった昭和四七年以降は、粉じん測定結果の報告及びそれに基づく改善措置を義務付けなかった違法があると判断し、原告二九名（被害者二六名）のうち、二六名（被害者二三名）に、被害者一人当たり、一〇〇〇万円から二五〇〇万円、総額四億三五〇〇万円を認容しました。

(二) 被害者（原告）一名は、昭和三五

年以降のばく露が無かったことから、請求棄却。

(三) 労働者以外の被害者（原告）二名（工場近隣での農作業中にばく露した一名、石綿労働者である母親の職場でばく露した子供一名）につき、石綿ばく露自体は認めつつ、被害者らの呼吸器系疾患が石綿疾患であるとは認められないと判断し、請求棄却。前者については、労働関係法規の保護対象外であるとし、後者については、労働関係法規の保護対象と見る余地があるとの見解を示しました。

三 なぜ、泉南から裁判が起ったのか

端的に言えば、泉南地域は、石綿の危険地帯であり、甚大な被害が発生したからです。日本で石綿疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、び慢性胸膜肥厚等）の被害が最も多い地域は大阪府と兵庫県であ

り、大阪府では被害が泉南地域に集中していました。石綿紡織は、石綿の含有率が高く、多量の石綿粉じんが飛散するため、一九世紀末以降、世界各国の石綿紡織業で甚大な被害が発生しました。泉南は、石綿紡織業が集中的に立地し、日本の七〇パーセント以上のシェアを占めました。

泉南の石綿紡織の最大の特徴は、小規模超零細であり、これが被害の拡大と救済の遅れを招きました。私が大阪労働局から情報公開請求により入手した岸和田労働基準監督署のマル秘資料（写真はその一部）によれば、管内の石綿紡織工場の労働者の中から、毎年、石綿疾患による死亡者と労災認定者が多数発生し、泉南の石綿工場の労働者の寿命は、平均寿命は男性が一四歳、女性が一九歳短く、「石綿粉じんによる疾病発生状況の驚くべき実態に鑑み……当署における最大の懸案事項として」などという表現が多用

されています。

四 なぜ、国の責任を問題としたのか

次のような事情がありました。

ア 国は、戦前は石綿の最大のユーザーであり、戦後しばらくは、石綿産業を保護育成しました。

イ 泉南では、三好石綿工業（株）（現三菱マテリアル建材（株））等の少数の例外を除き、大多数が小規模超零細であり、同じ人が時期によって労働者であったり、事業主であったりし、事業主と労働者の区別が相対的でした。

ウ 同様に、泉南の小規模工場は、資金力が乏しく、粉じん対策を進めさせるには、国の強力な規制が必要不可欠でしたが、国は、産業優先の政策により、これを怠りました（規制権限不行使の違法）。

エ 実際問題として、泉南の石綿工場

石綿採取及暴露年数別										
経験年数別	5年以下	5年超え10年以下	10年超え15年以下	15年超え20年以下	20年超え25年以下	25年超え30年以下	30年超え35年以下	35年超え40年以下	40年を超えるもの	合
男性	3	6	13	12	6	5	1	2	1	49
女性	4	5	11	8	6	2	0	0	0	36
計	7	11	24	20	12	7	1	2	1	85

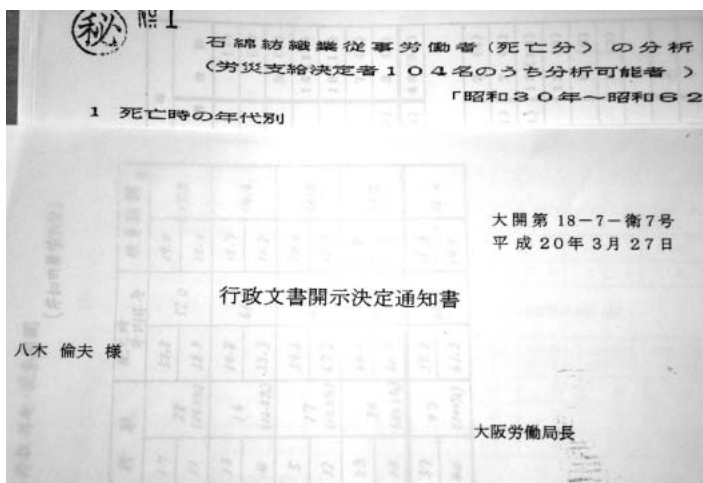
死因別											
死因別	石綿肺病	肺がん	心不全	心筋梗塞	肺炎	肺性心	気管支炎	肺水腫	循環不全	腎不全	不明
男性	29	10	6	3	0	1	0	0	0	0	4
女性	16	4	9	1	2	0	1	1	1	1	3
計	45	14	15	4	2	1	1	1	1	1	8

と ち め

1) 日本人の平均寿命は、男74.84歳・女80.46歳 (S.60 厚生省) と比べ平均、男14歳 女19歳

は、本件訴訟までに全て廃業し、責任を問う対象は、三菱マテリアル建材しか存在せず、同社とは訴訟外で和解交渉していません。

才 泉南で被害が発生・拡大した最大の理由は、石綿の危険性を把握していた国が、敢えてその危険性を労働



者及び近隣住民等に知らせなかったことにあります(情報提供義務違反)。これは全ての原告が異口同音に述べる本件の本質的問題です。

五 国の責任を問う論理構成

以上のような実態から、国の不作為責

任の根拠を、①労働関係法規に基づく規制権限不行使の違法、②情報提供義務違反(根拠は、憲法の基本権保護義務、省庁設置法、条理)、③毒物及び劇物取締法等のその他の法令に基づく規制監督権限の不行使に求めました。

①に関しては、粉じん対策の基本である製造工程の密閉・機械化、局所排気装置の設置、粉じん発生工程の隔離、粉じん測定、測定結果の報告、防じんマスク着用、特別教育等の義務付け、作業時間規制等の組み合わせによる総合的対策を主張しました。

六 アスベストによる健康被害に

関する予見可能性と回避可能性の立証内容

予見可能性と回避可能性が過失の要件であり、それが可能であった時期により、救済範囲が大きく変わってきます。

私達は、大阪市立大学田口直樹准教授

(証人)らの研究班が収集された国内外の文献を含む膨大な資料に基づき、一九世紀末以降、国内外で石綿による健康被害が報告され、石綿紡織工場に対する疫学調査が実施されるなど、戦前から石綿による健康被害が知られており、局所排気装置及び粉じん測定等の粉じん対策が行われ、英国等の一部の国では、戦前から国の規制に基づき石綿粉じん対策が実施されていたことなどを明らかにし、遅くとも旧労基法制定時の昭和二二年には予見可能性及び回避可能性が認められ、石綿粉じん対策を怠った国の不作為は違法であると主張しました。

七 本判決の判断と評価一

(予見可能性、回避可能性、作為義務違反)

判決は、予見可能性及び回避可能性を基礎づける上記事実について、概ね原告の主張に沿って認定した上で、前述のと

おり、昭和三四年には石綿対策の必要性を認識していたとし、昭和三五年と四七年の各時点における作為義務違反(規制権限不行使の違法)を認めました。この二つの時期を対象としたのは、被告が昭和三五年にじん肺法を、昭和四六年に特化則(特定化学物質等障害予防規則)をそれぞれ制定し、特化則で局所排気装置の設置を義務付けるなど、各時代の知見に応じた規制を行ってきた旨、また、発がん性の医学的知見は昭和四七年に確立された旨の主張をしていたためだと思われまます。しかし、原告はこのような時期の限定はしておらず、昭和二二年以降、国の不作為は違法であり、危険性の認識が高まるにつれ、違法性が増大し続けたという主張をしていました。

また、判決は、不作為責任の法的根拠として、労働関係法令に基づく規制権限不行使のみを肯定し、具体的な作為義務としては、原告が主張した多数の作為義

務のうち、局所排気装置の設置義務、粉じん測定結果の報告義務及び改善義務のみを認めました。情報提供義務違反については、独立した違法原因ではなく、規制権限不行使を基礎づける一要因であるという判断を示しましたが、疑問です。

このように、判決は、生の事実認定のレベルでは、原告の主張を大幅に採用したものの、法的評価の局面では後退し、被告の主張をかなり取り入れ、それでもなお、昭和三五年以降の不作為責任を肯定したものです。具体的事実に関する判決の認定を前提にすれば、不作為責任が認められる時期を昭和三三年以前とすることは十分可能でした。以上のように、判決の論理には矛盾と混乱があります。

八 判決の判断と評価二

(労働者ではない被害者に対する判断)

判決は、工場外でばく露した一名(農

民)は、労働関係法規の保護対象外であるとし、工場内ではく露した一名(労働者の子供)については、労働関係法規の保護対象と見る余地があるとの見解も示しており、非労働者に関し、ばく露の場所が工場の内か外かで国の責任の有無が分かれると考えているようです。しかし、法解釈に関する説明は殆どありませんし、石綿工場が密集し、地域全体が石綿工場の様相を呈していた泉南において、工場の内か外かというのは極めて相対的であり、判決の比重は石綿疾患かどうかの医学的判断にあったと考えます。むしろ、母親の職場で曝露した子供(原告)への責任を認めるのであれば、近隣住民への責任も肯定するのが論理的に一貫しています。

九 終わりに

本件勝訴は、公害弁連をはじめとする多数の方々からの絶大なご支援のたまも

のであり、深く感謝します。控訴審及び第二陣の訴訟が続きますので、引き続きのご支援をお願いし、一日も早く被害者が救済されることを強く願います。

裁判上の和解への闘い

ノーモア・ミナマタ 国家賠償等訴訟弁護団
 弁護士 板 井 俊 介



一 史上初の和解協議と基本合意

二〇一〇年二月二日、熊本地方裁判所民事第二部（高橋亮介裁判長）は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第二三回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告二〇一八名、並びに、

国、熊本県及びチツソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

かつて水俣病第三次訴訟において、被告国は、熊本をはじめ、東京、大阪、福岡の各裁判所から再三にわたり和解勧告を受けたにもかかわらずこれを拒否し続けた。しかし、この和解勧告を受け、被告国は、これまでの姿勢を転換し、訴訟上の和解のテーブルについた。この和解勧告と第一回和解協議の開始は、水俣病問題の解決に向けた歴史的転換であった。

その後、二〇一〇年二月二日の第二回和解期日において、国は、原告ら対象

者の判定方式として、原告の推薦する医師二名、被告側の医師二名、及び、原告双方の同意のある座長一名の計五名からなる「第三者委員会」が対象者を判定する方式を提案した。これは、これまで行政が独占していた水俣病被害者か否かの判断権を行政から奪還したものととして評価されるべきである。また、これにく同年二月二六日の第三回和解期日では、国は、これまで昭和四三年末までに出生した者に限っていたメチル水銀曝露の時期を昭和四四年一月末日生まれまでに拡張し、居住地域も下水流（鹿児島県出水市）と高戸、樋島（熊本県上天草市龍ヶ岳町）で三地区を拡大するとの意向を示した。

裁判所は、このほかの補償内容である一時金や療養手当の給付内容について、三月一五日の第四回和解協議において、上記に加え、対象者となった場合の①一時金二一〇万円、②療養手当は一二九〇

○円から一七七〇〇円までの三段階、③医療費の支給と、二九億五〇〇万円の団体加算金という所見を提示した。その上で、三月二十九日の第四回和解協議までに受け入れの検討を促した。

これを受け、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団は、三月二十八日、水俣市体育館で原告団総会を開き、賛成多数で裁判所所見の受け入れを議決した（反対一名）。これを受け、二十九日の第五回和解協議において、和解による終結に向けた基本的合意が成立した。

これがノーモア・ミナマタ訴訟における一つの節目となった。これまでご支援を頂き、お世話になった方々に心より御礼申し上げます。

二 その後の熊本での動き

その後、基本合意に基づく第三者委員会による判定作業に向け、環境省と原告との間で事務作業が進んでいる。なお、

第三者委員会の座長には、かつての政治解決時に水俣市長であった吉井正澄氏が就任した。

一方、裁判原告以外の未認定患者についても、五月一日から水俣病特措法に基づく申請の受付が始まっている。五月二日現在、熊本県は一万三五八一人（一時金申請五五四五人、医療費のみ八〇三人）、鹿児島県では同月二日現在で三〇三二人（一時金二四二二人、医療費のみ六一〇人）が申請しており、今後も増え続ける見込みである。ただ、鹿児島県では医療費のみ申請が全体の約二割であるのに対し、熊本県では六割が医療費のみ申請である点で、熊本県が何らかの誘導をしている可能性は否定できず、今後とも、行政に対する監視と、未だ手を挙げられない患者の存在を明らかにするための運動が必要である。

訴訟原告を判定する第三者委員会の在り方が特措法上の判定機関の運用に影響

を及ぼす可能性は否定できない。その逆もまた然りである。すべての水俣病被害者への正当な補償の実現のためには、この双方についてしっかりと監視が必要である。

三 近畿、東京、新潟での動き

このような熊本の情勢を受け、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟、東京訴訟、新潟での訴訟団も実質的な和解協議に入っている。

四 身勝手なチツソの分社化を許さない

今回の解決に際して重要なのは、水俣病の原因企業チツソに、補償協定を結んだ認定患者に対してはもろろん（もろろん）のこと、未認定患者に対する責任を全うさせることである。そもそも、チツソ分社化を肯定することは、チツソと患者団体間で締結された補償協定の一方当事者が消滅することを認めるものだからである。

しかしながら、六月四日、チッソは分社化に向けて水俣病被害者救済特別措置法（特措法）第八条に基づく特定事業者の指定を環境省に申請した。法的な手続としては、最終的な分社化には、環境大臣による事業再編計画の認可や株式売却承認が必要とされているが、未だ対象患者の数も未定であるにもかかわらず、分社化のための手続に入るチッソの姿勢からすれば、チッソが未認定患者への補償問題に責任を果たすとは考えがたく、このような策動を許してはならない。

しかし、そもそも、同法の定める措置方針においては、補償対象者とされた者のみに対する考慮を要するとされている。すなわち、そこにおいては、昭和四四年一月一日以降に生まれた水俣病被害者、胎児性水俣病患者への補償、及び、未だ手を挙げられない水俣病被害者に対する配慮は含まれていない。仮にチッソ分社化が認められた段階では、もはやチ

ッソは自らの責任で水俣病に関する賠償責任を果たすことを要しないこととなるが、このようなことが許されるべきではない。

この点に関して、以前より繰り返し述べているように、熊本県（蒲島県知事）は最高裁判決で責任を断罪された主体でありながら、また、水俣市を中心とした不知火海沿岸住民の窮状をもっともよく知る者でありながら、チッソ分社化にも何ら言及せず、水俣病問題の真の解決の境地を切り開こうとする主体的な姿勢は全く見られないというべきである。熊本県は、特措法適用の事務作業を的確に進めつつ、同時に、チッソ分社化問題にもより踏み込んだ立場表明と行動をしなければならぬ。

そのためには、不知火海沿岸住民の健康調査が大前提となる。国及び熊本県は今からでも健康調査を実施すべきである。この健康調査を実施しない限り、い

かなる施策も水俣病問題の幕引きのための虚構であることは明らかである。

五 わが国が果たすべき国際的な役割

五月一日は水俣病公式確認の日とされ今年（昭和三十一年）五月一日から数えて五回目の節目の日にあたる。鳩山首相（当時）は、水俣市の慰霊式に歴代首相として初めて出席し、「祈りの言葉」の中で、水俣病被害拡大の責任を認めて患者や遺族に謝罪した。その際「水銀汚染の防止への取り組みを世界に誓いたい」として、二〇一三年ごろ開催される国連環境計画（UNEP）が主導する水銀規制条約の採択会議を国内に招致し、「水俣条約」と名付ける政府方針を表明した。なお、この政府方針は、六月一日にストックホルム（スウェーデン）で行われた第一回政府間交渉委員会で承認されたと報道されている（熊本日々新聞平成二二年六月一三日朝刊）。

このように水俣病問題は、世界における水銀による公害事件の原点であることが国際的に確認されることとなる。この条約が世界各地で水銀公害繰り返し返させないための礎となるためには、まず、わが国において、すべての水俣病被害者に対

する正当に補償のために、行政を含めたすべての関係者が尽力することが必要である。そして、患者への補償問題が解決しないうちに、原因企業の分社化手続を進めるようなことは、絶対に許すべきではない。

六 さいごに
私たちは、いかなる状態になろうとも、すべての水俣病被害者の正当な補償の実現を訴え続け、最後の一人への補償が実現するまで、今後とも闘い続ける所存である。

ノーモア・ミナマタ東京訴訟について

弁護士 齊 藤 園 生

月に一二人の関西在住の水俣病被害者がノーモア・ミナマタ関西訴訟を大阪地裁に起こしている。この東京訴訟は、熊本、関西に引き続いて、現地水俣近郊から関東に移住した水俣病被害者を中心とした訴訟である。

一 ノーモア・ミナマタ東京訴訟を提訴

二〇一〇年二月二三日関東在住の二人の水俣病被害者が、国、県、チッソに対して損害賠償請求を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴した。私たちはこの訴訟をノーモア・ミナマタ東京訴訟と呼んでいる。四月二十七日には第二陣として二

八人が提訴し、現在東京訴訟の原告数は五一人になっている。

二 放置された県外移住者

二〇〇五年一〇月、熊本・鹿児島のお知らせ知火患者会の水俣病被害者は、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟を提訴し、今年初めの段階で原告数は約二〇〇〇人となっていた。関西では、すでに二〇〇九年二

チッソが水銀に汚染された工場廃液を流し続けた昭和二〇年代終わりから四〇年代初めまでの間に、現地で家族とともに生活し、大量の汚染された魚介類を食べていた住民の中には、その後、結婚や就職など、様々な事情で、現地を離れ、



関東などの県外に移住した人々がいる。現地で生活していれば水俣病に関する様々な行政上の施策の情報も入るだろうが、県外移住者には、まったくと言っていいほど情報は入らない。現地に残った親戚、縁者からわずかに情報が入るもの、県外に移住した自分が対象になるとも思えない。その上、県外移住者らの多くは、体調の不調があっても、まさか自

分が水俣病の被害者であるとは考えていない。現地で見聞きした水俣病のイメージは、いわゆる劇症患者のイメージが強く、自分の症状は、あの水俣病とは違う、まさか自分が水俣病であるはずはない、多くの人はそう考えている。

九五年政治解決では約一万二、〇〇〇人の被害者が救済を受けたとされている。しかし、県外移住者の多くはこのような救済策があることさえも知らず、救済を受けられずにきてしまった。しかし、水銀汚染の影響は否定しようもなく、年をとるごとに、手足のしびれや痛みが増し、耳鳴りや頭痛がひどくなり、始終こむら返りをおこす。いろいろな病院に行っても、原因がよくわからない。原因不明の体調不良がつづき、何かおかしいと思いつながら、不安を抱えながら生活してきた、これが多くの県外移住者たちの実態である。

三 患者を掘り起こした集団検診

二〇〇九年九月に行われた不知火海沿岸住民健康調査（不知火大検診）では、検診受診者一〇四四名のうち、データ提供に同意した受診者九七四名中九〇四名（九三％）に水俣病の症状が確認されたという。不知火大検診には、関東や関西など県外から、交通費もかけて検診を受診しに行った移住者が多数含まれている。結果からいえば、県外移住者の中にも、まだまだ多数の水俣病被害者がいるだろうことは、容易に想像がついた。

不知火大検診の後、関東地域でも検診を独自にすべく、全国民医連の全面的な協力をえて、関東地域では二月に東京の中野協立病院、四月に川崎ふじさきクリニックで、それぞれ五〇人規模の集団検診を行った。結果はやはり検診を受けた約九〇％の人に、水俣病ないし水俣病疑いの症状があるという結果だった。この中から五一人の被害者が今回東京訴訟の

原告に立ちあがったのである。

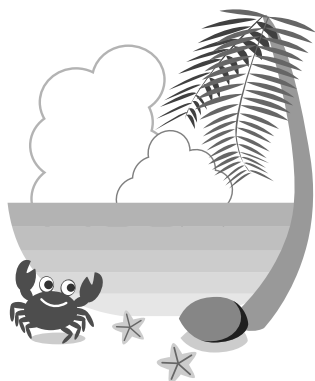
ある水俣出身の原告は、「長年手足のしびれに苦しみ、ある有名病院で手術まで受けたが治らなかった。検診で水俣病と言われ、まさかとは思ったが、ようやく納得できた」と言っていた。またある原告は「もしかしたら水俣病かもしれないと思ってきたが、居住地の医者ではわからない。検診に来たらどうにかなると思つて来た」と北海道から飛行機で駆け付けた。現在関東では第三回の集団検診を予定しているが、検診希望者が殺到している。検診をする毎に、検診希望者が増えていくのは、関西でも変わらない。いままで、一体どれだけの間外移住者が、救済を受けずに放置されてきたのか、全容は未だにわからない。

四 ノーモア・ミナマタのために

今年四月の熊本地裁での基本合意に従い、東京訴訟も大筋の解決の方向はす

でできているといえる。しかし、県外移住者の中にどれだけの水俣病被害者がいるのか、全容は不明である。そもそも健康被害があるのに、自分が水俣病という認識さえない人に、どうやって救済措置の存在を知らしめるのか問題は大きい。本来であれば、国が水俣近郊の汚染地域の住民健康被害調査を実施すべきところ、国は頑としてこれをしようとしない。このままでは、今回も救済をうけられず、取り残される被害者が出かねない。

現在、全国民医連の全面的な協力を得て、集団検診を各地で行っている。基本合意に示された時間の締め切りがあるが、一人でも被害者を救済し、本当の意味での「ノーモア・ミナマタ」としたいと考えている。



開門に向け、大きく前進

よみがえれ！有明訴訟弁護団
 弁護士 後藤富和



一 検討委員会設置

今年三月、諫早湾内では、雲仙市の穂漁協において全員協議会で開門を求め、同漁協や国見漁協の漁業者が新たな訴訟を提起するなど、湾

内の全ての漁協から漁民たちが開門を求めて立ち上がった。その背景には、潮受堤防締切りから一三年で「限界」との心の底からの叫びがある。

時を同じくして、開門を望む諫早湾内の漁民たちの声を受けた赤松農相（当時）は、潮受堤防排水門の開門について白紙の状態を検討する諫早湾干拓問題検討委員会を与党内に設置した。

この検討委員会は、週に一回のハイペースで会議がもたれ、現地視察も行った。

二 開門を望む漁民、市民の声

同月、よみがえれ！有明海訴訟を支援

する長崎の会など三団体が開門調査の実施を求める署名簿二万六二四四人分を長崎県に提出し、沖繩市で開催された公害弁連の総会で諫早湾干拓排水門の開門を求める決議が採択された。

また、検討委員会に出席した古川康佐賀県知事が「有明海の再生を願う漁業者や県民の願い」として中長期の開門調査を求め鳩山首相（当時）にも面談し、佐賀県議会が全会一致で開門を求める意見書採択した。

さらには、佐賀地裁判決時の法務大臣だった鳩山邦夫氏が、「当時、法務大臣として控訴せず、佐賀地裁判決が確定すれば良かったと思う。自然を理解しない大バカ政策が日本にはいっぱいあった。諫早湾は象徴。申し訳ないと思うのはあの時、法務大臣としてあくまでも自己の主張を通して控訴しないで、佐賀地裁判決が確定すればよかったとつくづく思う」と述べる等、開門を望む漁民や全国

の市民の声は日増しに広がっていった。

三 誤解に基づく開門反対派の声

他方で、長崎県選出の一部の国会議員や長崎県の首長らから「諫早水門を開放したら、調整池の汚濁水が有明海に流れ出し漁業に悪影響が出る」「水門を開放したら、後背地が水に浸かる」などの発言が見られるようになった。

しかし、これは完全に誤解に基づくもので、現在、毎日のように水門が開けられ大量の汚濁水が有明海に垂れ流され続けている。それが有明海全域に漁業被害をもたらす原因となっている。

漁民らが望む開門は、調整池の汚水を一方的に有明海に流すだけの開門ではなく、まずは、海水を調整池に導入し、調整池内を海水によって浄化した上で、その浄化された調整池内の水（海水）を有明海に排水するという双方の開門操作である。そうであれば、汚水を一方的に

垂れ流すだけの現在の開門操作に比べて有明海の環境に与える負荷は少なく、現在よりも有明海の環境、そして有明海の漁業に悪影響を与えることはない。

四 検討委員会報告書

また、水門を開放したら後背地が水に浸かるとの主張も完全な誤解に基づくものである。長崎県のデータによれば、諫早湾後背地の冠水被害の回数は、排水門の締め切り以降、締め切り以前の三倍に激増している。ここ数年を見ても、毎年

ば、このような悲劇は起こらないのである。

四月に入ると、諫早湾内三漁協の正組合員の六割を超える人数の開門署名が集まり、これまで国や長崎県から補助事業によって押さえつけられていた湾内漁協の漁民が、心の中では開門を望んでいたことが数字の上でも明らかになった。

のように梅雨時期に調整池の容量をオーバーして排水が調整池ではなく後背地に逆流し農地が水に浸かるといふ被害に見舞われている。そればかりか、大量の汚水を一気に有明海に放出することから、その直後に養殖アサリの全滅や大規模な赤潮が発生している。つまり、潮受け堤防があるせいで、漁業ばかりでなく後背地の農業にも悪影響を与え続けているのである。水門を開放し天候に応じて臨機応変に調整池内の水位を調整するなら

しかし、長崎県内の街頭調査では九割の県民が潮受堤防の早期開門を希望しているにもかかわらず、長崎県には開門に反対する市民の署名が集まっていた。その開門反対署名は、役所内で職務時間内に各課の上司から部下へ具体的数字のノルマを課せられていけば業務命令として集められたものであった。

四月一七日には、赤松農相（当時）が国営諫早湾干拓事業を視察し、夏の参院選までに結論を出す考えを示した。

検討委員会の結論が待たれるなか、四月二二日、有明海の漁民そして全国の市民らが大雨の中、議員会館前での座り込みを行い、検討委員会に対して開門の答申を迫った。

このような世論の盛り上がりの中、同月二八日、検討委員会の郡司座長は、潮受け堤防の開門調査を実施することが適当だとする報告書を赤松農相に提出した。

この報告書は、「開門」が適当と明確に述べている点で、有明海、そして、ここで生活する者たちの窮状に即した意見として高く評価できるものである。しかし、その一方で、具体的な「開門」の時期や方法が示されず、「環境影響調査を行った上で、万全の事前対策による地元関係者の理解を得ること」が前提とされるなど、なお開門に関する課題を残すものであった。

五 またれる大臣判断

開門の判断は、赤松農相に委ねられた。赤松農相は、開門賛成派反対派両派と面談した上で五月中に結論を出すとし、長崎県知事との面談の日程調整に入って行った。

しかし、ここに来て宮崎県に端を発する口蹄疫問題で、赤松農相らがこの問題に拘束されるようになり、五月中の結論が危うくなってきた。

それでも、赤松農相に開門を期待する声は日増しに強まり、五月一八日には、北部排水門前の海上に有明海沿岸四県から一二〇隻を超える漁船（三〇〇人の漁民）が参集し海上デモを行った。この時、船と船との間に広げた横断幕には「即時開門」と「農漁共存」の文字が広がった。漁業不振への切羽詰まった思いと、同じ第一次産業に従事するものとして後背地の農業者に対する思いを込めたメッセージであった。漁業者らが望む開門は、ひ

とり漁業者のためだけでなく、諫早干拓地や後背地での農業を真に成功させるため、つまり、諫早の地域で農業と漁業を両立発展させるための開門である。そのため、漁業者らは、早急に干拓地と後背地の農業用水を確保することや、後背地に排水ポンプを設置すること等を求めた。

同月二二日には、大雨の中、農水省前で漁業者や市民ら約一〇〇名が座り込みを行い、赤松農相に対して、アセスをしない一刻も早い開門の決断を求めた。一日も早い開門が望まれるなか、同月二三、二四の両日、諫早湾干拓事業調整池から大量排水が強行された。大雨時に北部排水門から排水しなければ周辺農地が冠水し、排水すれば外側の漁場が荒れるという、漁場と農地のどちらを優先するか二律背反の選択を迫るものであり、諫早湾干拓事業の防災機能をめぐる課題をあらためて浮き彫りにするものであつ

た。

そして、予想通り、大量排水が行われた直後から、諫早湾内の広範囲にわたって有害プランクトンによる赤潮が発生し、島原半島沿いに拡散していった。

また、潮受け堤防上の道路には環境悪化の指標とされるユスリカが大発生し、通行者らが目も開けられない事態が続いている。

このように潮受け堤防を締め切っている限り、農地に対する冠水被害、漁場に対する赤潮被害、そして周辺環境の悪化等を永久に繰り返すことになるのである。

六 開門を望む声の高まり

次々に起こる環境異変と漁業被害を受け、民主党長崎県連にも変化が生じ、民主党選出の犬塚参議院議員が明確に開門を打ち出し、さらには、これまで開門反対の立場であった社民党長崎県連も開門

賛成へと方針転換を果たした。

同月二四日には、漁民や市民らが、農水省前で座り込みを行い、環境アセスメント抜きでの「一日も早い開門」を訴え、赤松農相と民主党に、漁業と農業が両立できる対策を取り、即時開門を求める要望書を提出し、「農業と両立できる方法はある。農水省は決断すべき」と訴えた。同日夜には、東京都内で緊急集会が開催

され、開門の方法として、二〇〇二年に農水省が行った短期開門の手法を取り入れて即時に開門した上で、代替水源や排水ポンプ設置などの対策を取りながら開門する幅を広げていく「段階的開門」を説明し、この方法を採用すれば今すぐにも開門が可能であることを技術的・科学的に明らかにした。

また、日本野鳥の会、ラムサール・ネットワーク日本、日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパンの四団体も早期開門を求める共同声明を発表し赤松農相

に提出した。

赤松農相が開門を決断する機は十分に熟し、開門まであと一歩の地点まで到達し、公害総行動の当日、漁民らと赤松農相の懇談が実現するかに見えた。

しかし、このタイミングで鳩山首相の退陣を受けて、赤松農相が退任。後任には長崎県出身の山田氏が引き継ぐこととなった。

赤松農相は、退任の記者会見において、「『開けるな、開けるな』と言っている人々には、『あなた達が心配してるよ』と、そんなメチャクチャなことをやるよ』と伝えないですよ」と伝えない。「党としての大まかな方向は、検討委員会が出した結論（開門）ですから、そこが大きく変わるといふことはありません」と答えたが、開門を明確に決断することなく、退任した。

開門の決断は山田新農相に委ねられることとなった。

われわれ弁護士団は、山田新農相体制に
対しても、引き続きアセスを待たない早

期開門の決断を強く求めていくものであ
る。

【若手弁護士奮戦記】

岩国爆音訴訟の現在

岩国爆音訴訟弁護士
弁護士 横山詩土



一 はじめに

私は、東京で二年弱ほど弁護士をした

後、二〇〇七年七月、実務修習でお世話
になった山口県にやってきた。

弁護士になるまでの私と米軍基地との
関係は、それなりに「友好的」だったと
思う。私は、実務修習中、岩国基地内で
模擬軍事法廷を見学したり、防刃スーツ
を着て軍用犬に追いかけられたりしてい
た。また、高校生の時には、厚木基地内
で開催されていたトライアスロン大会に
参加したこともある。はじめて厚木基地

に入ったときの印象は、「炭酸飲料が安
い」、「広いプールがある（トライアス
ロン大会が開催できるような）」、「敷
地はただだっ広い」、「基地内では、自動
車は左側通行？ それとも右側通行？」。

そんな経験があったものの、私には爆
音被害についての知識はほとんどなかつ
た（爆音訴訟の存在は知っていたけれど
も、実際に、爆音が周囲にどんな影響を
与えているかは知らなかった）。そんな
私が、山口県にやってきて、爆音訴訟の
弁護士に参加することになった。

二 岩国の現状

岩国は、山口県の東側の瀬戸内海に面
したところ（広島県との境）にある。岩
国には戦後から米軍基地が存在していた
が、山口県の県民性なのか、これまで1

度も爆音訴訟がおこなわれたことはない。

しかし、現在では、岩国基地に関連する訴訟が四つも提訴されている。

それと言うのも、岩国では、①跡地を住宅地として開発するという名目で、岩

国市内にある愛宕山が削り取られ、②削り取った土砂で、岩国基地の沖合いが埋め立てられ、③埋立地に新たな基地が建設され、④新たな基地には厚木基地から空母艦載機が移駐され、⑤しかも、埋立完成後は、(住宅地にするはずだった)愛宕山開発計画を中止して、そこに米軍住宅が建設されようとしているからだ。

基地の沖合い移転で爆音が軽減されると信じていた岩国市民は、空母艦載機はくるわ、米軍住宅はできるわで、「騙された。これ以上は耐えられない。」と訴訟に踏み切った。

爆音訴訟以外に、沖合い埋立承認処分の取消請求、公文書開示請求(愛宕山跡

地を米軍住宅地として売却しようとしていることを裏付ける文書の開示請求)、及び、愛宕山開発計画の中止処分の取消請求がおこなわれている。

三 初提訴

岩国爆音訴訟弁護団は、山口県と広島県の弁護士が中心となっている。両県の弁護士とも、爆音訴訟の経験はない。そのため、先行している各地の爆音訴訟弁護団からの情報提供等の協力をいただき、なんとか提訴にまでこぎつけた。

二〇〇九年三月二三日、山口地方裁判所岩国支部に、原告四七六名分の訴状を提出した。弁護団のある弁護士は、「四七六名の訴訟で、静(四)かにな(七)ろう(六)。」と、提訴の報告集会で宣言していた(人数増えたらどうするの?)。その後、追加提訴があり、第一次提訴分と併せて六五四名の原告となった。「静かになろう」と言っていた弁護士は、

今度は、「六五四で爆音解消のカウントダウン」と宣言していた(たぶん、どんな数字になっても、何か語呂合わせができるのだろう)。

四 岩国爆音訴訟のこれから

岩国爆音訴訟は、二〇一〇五月二七日に第五回期日を終えたところである。今後、被告国の主張に対する反論をおこなうことになる。爆音が住民に与える健康被害の立証や爆音の実地測定をおこなう必要があるし、原告の陳述づくりも始まったばかりである。なお、岩国には、訴訟中に基地が沖合いに移設されるといふ特殊性がある。

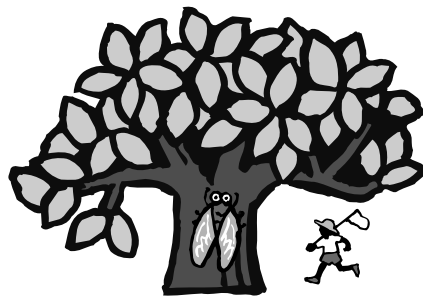
この訴訟で勝ち取りたいのは、飛行差止である。損害賠償だけが認められても、爆音は解消されない。被告国は、国には飛行を差し止める権限も責任もないと主張している。弁護団としては、今後、日米地位協定や安全保障条約を乗り越える

法律論を展開しなくてはならない。もつとも、私は、「静かに暮らしたい。」という人間としての素朴な感情も忘れてはならないと思っている。この素朴な感情や爆音・基地に対する怒りを忘れて、法律論のみに拘泥するようになってしまったら、訴訟を続ける力も湧いてこなくなってしまうだろう。

ちなみに、岩国爆音訴訟弁護団のうち、岩国市内で仕事をしている弁護士は一人だけである。私を含めてほとんどの弁護士は、爆音とは無縁の場所で仕事をし、日々の生活を送っている。そのため、訴訟前、弁護団では、爆音地域の原告のお宅などにお邪魔して「爆音体験」をすることにした。泊り込みの「爆音体験」をしたこともある。原告の想いを少しでも深く理解できるよう、今後とも機会があれば「爆音体験」をしたいと思っている。

五 おわりに

原告数六五四名の事件というのは、私はもちろん、他の岩国爆音訴訟弁護団の弁護士もほとんど経験がない大規模な訴訟である。原告からの聞き取り調査や陳述書作成のための日程調整など、原告団事務局の協力なしには前に進まない。今後、原告の方々の想いを受け止め、事務局と協力しつつ、裁判を続けていきたいと思います。





も く じ

巻頭言 騒音問題と基地問題 代表委員 榎本 信行 1

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟一審判決
 — 判決までの道のりと評価 — 大阪じん肺アスベスト弁護団 弁護士 八木 倫夫 4

裁判上の和解への闘い ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟弁護団 弁護士 板井 俊介 9

ノーモア・ミナマタ東京訴訟について 弁護士 齊藤 園生 12

開門に向け、大きく前進 よみがえれ！有明訴訟弁護団 弁護士 後藤 富和 15

【若手弁護士奮戦記】
 岩国爆音訴訟の現在 岩国爆音訴訟弁護団 弁護士 横山 詩土 19